

# 『東三河後見センター』会報 第70号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和6年12月31日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

## 随感随筆 14

年の瀬も押し迫り、ご多忙の日々をお過ごしのことと存じます。当法人の12月も通常業務に加えて、令和6年度新城市市民後見人養成研修の修了式と名簿登録理事面接の手配。認定NPO法人の更新のための実地調査などなど、イベントの多い月となっています。

さて、来年(2025年)の干支は「乙巳(きのとみ)」、巳年(蛇年)です。「蛇」は古くから多くの文化で神聖視され、さまざまな象徴や神話に登場します。また「蛇」は脱皮することで再生を表し、知恵と成長を象徴する存在であり、「乙巳」の「乙」は「柔らかくしなやかな木」、「巳」は「蛇」であり、柔軟に変化する力を持つ年とされています。そうした、巳年は、知恵を活かして新たな挑戦や変化に対応する年とされ、学びや成長に対する意欲が高まる年とされています。

「2025年問題」と言われていた年を迎えます。この問題は、少子高齢化社会における複合的な課題を象徴するものと思います。権利擁護支援の分野でも自治体や関係団体等と協力して知恵を出し合い、訪れる「変化」に対応できるよう新年を迎えたいと思います。

### 市民後見人(権利擁護支援者)が地域に誕生すること

6月に説明会を実施し、受講者を決定。7月から12月7日(土)の修了式まで、約半年間、毎月2回、土曜日(家庭裁判所の見学は平日実施。)の10時から16時まで5時間の基礎研修と実務研修のすべての課程が修了しました。そして、7名の権利擁護支援者が誕生しました。権利擁護支援は「地域づくり」とも言われています。この地域にも、権利擁護支援の活動に対する高い意識をもった「市民」が権利や自分の意思を上手く表現できないために不利益を受けている「市民」を発見し、権利侵害を防ぐ担い手として活躍いただけるものと思います。その結果として、住み慣れた地域で自分らしい生活をするためのサポートを誰もが受けられる状態になっていくことが「地域づくり」となるだろうと感じています。

### 法制審議会民法(成年後見等関係)部会等の議論から これからの地域についての考察

令和6年4月より12月まで12回の審議会でも成年後見制度の運用の仕組み(「有期性、更新制」、「代理権、取消権等の範囲と自己決定の調和」、「交代の枠組み」等)を見直そうとしている民法改正への手続きの議論と合わせて、成年後見制度の支援の期間が定まり、本人に必要な課題が解決した後に、本人がその地域で持続して暮らすことができる仕組み、(権利擁護支援モデル事業)社会福祉法改正に関わる議論が同時並行で進められています。

今後、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策がますます求められます。地域ごとに温度差を感じていますが、地域共生社会の実現に向けた取組の一つである「重層的支援体制整備事業」は、「すべての地域住民」の多様な課題に寄り添う社会づくりを進めるもので、その地域の対象者(地域住民)の「生きづらさ」の重層化している点に焦点をあて関わり続けることを目指しています。本人を中心とした適切な生活支援等のサービスの内容には、間違いなく権利擁護支援も含まれると考えられます。地域の中での生活場面において権利侵害や法的課題があった場合の司法の視点による権利擁護支援と、安心して生活支援等のサービスを利用することができる福祉の視点からの権利擁護支援が「すべての地域住民」にもれなく届くように多分野の支援者の意識を促すこと、連携・協働体制整備を進めていくことが必要になると思います。(代表理事 工藤明人)

# ロサンゼルス・ドジャース観戦報告会

ヤンキースタジアム以来10年ぶりに大リーグ観戦のAさん（療育手帳B）、今回はドジャース球場で大谷の46号特大ホームランを目の当りにした。会報69号（野球/ロス散策寄稿）を読んだ方が「報告会やって!」。そこで11月23日（土）NPOパルク本部に22名が集い、「僕にだって叶えたい夢がある。そして、その夢は実現した」を副題として、17番/18番ユニフォーム姿で報告会を開催。

施設利用者参加もあり、写真/イラスト多めPCパワーポイントで視覚適及作戦。あくまでAさんが主役、事前2回のリハーサルは予行演習とならず、ぶっつけ本番。が、心配は杞憂だった。ちゃんと説明、漢字もスラスラ、アドリブもありで本番に強い。当初の「喋りたくない」がウソのよう。発表後、「よかったよ」の声に二人でニッコリ、達成感を味わう。

「5年後、二刀流観戦とディズニーに行きたい」と力強い意思表示。そして、私に視線。それを外す私…。今後も仕事に励み無駄遣いせず貯金する決意も示した。目標を定めそれに向かい努力することは素晴らしい。

“Nothing About Us Without Us.” 本人の自己選択と自己管理が保障される社会を目指す中、「意思決定支援」は極めて重要な課題なのだが…。  
(文責・古川 伸)



# 令和6年度新城市市民後見人養成講座終了報告

昨年度に引き続き、令和6年7月20日（土）より、新城市主催、東三河後見センターと新城市社会福祉協議会の協働実施で開催されていた「新城市市民後見人養成講座」が、12月7日（土）に、無事終了しました（会場は主に「しんしろ福社会館」3F）。

募集定員の20名に対し、応募者は9名。3日間の基礎研修と6日間の実務研修を経て、最終的な修了者は7名となりました。最終日に行われた修了式では、新城市役所高齢者支援課・後藤知代課長より、修了者一人一人に修了証が授与されました（1名欠席）。

修了者7名のうち全員が市民後見人活動を行いたいと希望しており、今後、理事面接を経て、市民後見人候補者名簿に登録していただく予定です。

新城市では、令和7年度も「市民後見人養成講座」を開催する予定です。今回同様、新城市民以外の参加者も積極的に募集する予定ですので、後見活動に関心のある方々に参加を呼びかけていただけたらと思います。



(文責・井上裕一)

# 「突然の終焉」—成年後見人担当者の後悔—

山本 達也

Aさんが亡くなってから5カ月がたった。彼女との付き合いは1年ほどで、短かったが、その彼女の最期の姿をここに記録しておきたい。

## 早い審判

知り合いのケアハウスの相談員から、成年後見開始の申立て依頼が令和5年5月下旬にあり、必要書類等を取り寄せ、本人の申立てで、7月初旬後見開始申立書を提出した。審判がおりたのが、7月11日付け、審判確定日が7月27日、申立てから一月もかからずに、審判がおりたのだ。受理面接も省略、また鑑定書の提出もなく、異例の速さで彼女は被後見人となった。

## ケアハウスから特養へ

申立当時Aさんは95歳、旧一宮村に生まれ、高等女学校卒業後、結婚するまで小学校教師をしていた。長男出産後離婚、女手ひとつで息子を育ててきた。成人した息子は夢を追いかけて東京へ、Aさんは当時市内で飲食店を経営していた。その後お店があったところが区画整理エリアとなり、また、年齢的にも移転して店を再開することも無理と判断し、ケアハウスへ入所することになった。入所から26年の歳月が流れた。要介護状態も4となり、申し込んであった特別養護老人ホームに空きができ、令和6年6月初旬に入所することになる。

## 急な別れ

彼女が入所した特別養護老人ホームは、従来型特養でお部屋は4人部屋、間仕切りカーテンを引くとプライベート空間が出来上がる。個室ではないものの、快適な環境ではないかと担当者の目からみてよかったと安心していただいていたところであった。ただ、どんなに良い条件でも、環境の変化は高齢者には負担であったのであろう。亡くなる6日前に面会し、彼女の部屋から東京の息子さんへ電話して、元気な声を聴かせたところであった。

死因は不詳、介護士が訪室して異変に気づき、看護師、医師が緊急対応をとり、呼吸していないとの連絡を担当者が受け、直ぐに特養へ向かった。担当者が施設に着いた時には、彼女は静養室に安置され、少し口を開いた状態で眠っている顔をしていた。医師からは脳卒中が原因で亡くなったのではないかと聞かされ、検査してみないと分からないが、現状から推測して1時間以上前に心停止したのではないかと医師から説明を受けた。

説明された状況を、東京の息子さんへ連絡、豊川へ来てほしい旨を伝えた。また、豊川市地域福祉課保護係担当者へも、死亡したことを連絡した。

彼女はケアハウス入居当初は、自分の年金受給額が少なかったため、飲食店を廃業するまで貯めていた自分の財産を取り崩し、施設利用料の支払いに充てていた。その預貯金も底をつき、

10年ほど前から生活保護を受給、生活扶助等を受けながら同施設で生活していた。6月に入所した特養も従来型多床室で、生活保護に対応する施設であった。

地域福祉課保護係と、福祉葬の相談をした。保護係からは福祉葬であれば指定する葬儀会社で対応を図ってもらうように指示があり、指示どおりの葬儀会社へ連絡し、彼女を迎えに来てもらうように依頼した。

### 保護係の対応

翌日、保護係に出向き具体的な相談をする。本人の預貯金等を提示し、死亡時の現金預金額を伝え、前日とは風向きが変わったように、福祉葬ではなく本人の残した現金預金の範囲内で施行してほしいと言われた。本人が残した財産(現金預金)から、葬儀代、特養利用料の本人負担、死体検案料などを支払うと、ほとんど現金が残らなくなる。特養入所前に入居していたケアハウスの退去時の居室の補修費用の未払いがあり、残金ではおそらくはらうことができない。困ったなと思っていたら、そのケアハウスから、本人から預かっていた書類の中に、第十一次特別弔慰金国庫債券がありましたと渡された。

### 特別弔慰金

この債権は、額面25万円(年5万円で償還5年間)の記名国債で、令和3年4月15日から受け取ることができたが、未受領であった。令和6年分まで合計20万円受領することができたもの。ご本人が生存していれば、担当郵便局で受領することができたものであった。

※ここで、特別弔慰金の説明を簡単にします。「第十一次特別弔慰金」とは、戦後75周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に対し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、最先順位のご遺族お一人に支給されるものです。Aさんは戦没者と同居していた妹ということで、受領することができます。ネットで調べてみると、この第十一次特別弔慰金の受領対象者は、全国に約169万人ほどいる。戦後20周年にあたる、昭和40年に始まり、今回で11回目。国は相当の予算を組んで、戦没者等の遺族へ、弔慰の意を示したものだとして理解した。

担当者は担当郵便局へ行き、受領するはずだった方が死亡した場合には、どうしたらいいのか尋ねた。手続きは全国どこの郵便局の窓口でもできる。債権は相続することができるため、相続

人が死亡した方との関係がわかる戸籍謄本をとり、相続する人の身分証を持参して手続きをとって下さいと言われた。火葬を待つ間にその辺りの事情を東京から来てくれた息子さんへ伝え、近くの郵便局で相談するように話した。ただ、全ての支払いを済ませ、裁判所へ引継書・受取書を提出するため、しばらく時間をいただきたい。弔慰金の相続手続きが終了したら、前利用施設の退去時の居室補修費の支払いをしてくださいと、お願いした。

### 救われた言葉

初めにも書いたように、Aさんとの付き合いは、1年と非常に短い間であったが、彼女の葬儀の火葬場の待合室で、豊橋から参列してくれたAさんの姪に言われた一言が印象に残った。

「96歳の叔母さんは、入れ歯なしで全て自歯だったのよ。急に亡くなってしまったけれど、自分で幕を閉じたんじゃないかな」と。

担当者としては、環境の変化が影響して、施設を移らなければもう少し生きることができたのではないかと考えていたのだが、姪の言葉を覚えておこうと思った。姪の特別な計らいで納棺師の施術により、身づくろいをしてもらった。Aさんは、安らかな顔をしていた。



出典：日本銀行「記名国債証券の見本」

<https://www.boj.or.jp/about/annai/genba/focusboj/focusboj25.htm>

### 現実的な話

ここで、亡くなった人の成年後見人の報酬はどうなるのか、どこからいただくのかという現実的なことを書きます。

通常、の定期報告時であれば、報告書と併せて報酬付与の申立てを行い、審判書が届くと本人の財産から決められた金額を払い出し、事務局へ渡します。ご本人が亡くなった場合でも、遺族へ引き継ぐ前に、死亡された本人の財産から決められた金額をいただくようになります。

Aさんの場合は、前述したように預金を現金化して、自分の葬儀費用等の支払いをするとほとんど残金がなくなりました。このようなケースは「成年後見制度利用支援事業」を利用して、報酬の助成を受けることになります。彼女は介護保険の被保険者であり、かつ生活保護受給者で、東三河広域連合が認める助成対象者になります。後日担当は、広域連合へ報酬費用助成金交付申請書を提出し、法人の口座へ助成金が振り込まれ、無事に後見人の仕事を終了することができました。その後、ケアハウスの施設長から、東京の息子さんから連絡があつて、退去時の居室の補修費用の支払いがあつたと伝えられた。特別弔慰金が役立ったということだ。

# 会 員 紹 介

社会福祉法人アパティア福祉会 相談支援事業所シンシア豊川

山内 康敏

障害者支援施設シンシア豊川に入所されているAさん（女性50歳）が突然、「私にもお母さんが会いにきてほしいの!」と話してきました。

私は「Aさんは幼少の頃からお母さんに会っていないはずだけど・・・??」と思いAさんに聞いてみると、どうやらお母さんというのは、東三河後見センターの後見人さんのことでした。後見人さんは、しばしばシンシア豊川を訪問し、ラウンジで担当するご利用者と一緒に楽しそうにお話をされています。その様子をAさんは遠くから見て、きっと羨ましく思ったのでしょう。

Aさんには80歳で独り暮らしの父がいます。父はかつてはシンシア豊川に足しげく来てくださいました。しかし最近は「自分のことで精一杯。娘のことはよくわからん」と時々言われるようになり、ご自分で判断することが以前よりも難しくなっている印象でした。そこで、後見人制度の説明をすると、Aさんも父も後見人制度の利用を希望されました。そして今年の10月から東三河後見センターで法人後見を受けられるようになり、Aさんは晴れて「お母さん」の訪問をしてもらえるようになりました。

障害者支援施設シンシア豊川は平成9年8月に豊川市平尾町のゆうあいの里の一角に、主に知的障害者を対象とする入所施設として開設されました。

当初は定員50名で平均年齢は35歳くらいであったと記憶しています。現在は、入所施設とグループホームを含め69名の方が入所され、ご利用者の平均年齢は51歳。50歳以上の方は40名。40歳以上なら59名です。今後の10年間でシンシア豊川のほとんどのご利用者が50歳以上になります。8050問題はシンシア豊川にとり、とても大きな問題になりそうです。

これからも東三河後見センターさんのご協力に感謝しつつ、ご利用者とご家族の安心した生活を支えていきたいと思えます。

# 令和6年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和6年12月15日現在)

## 正会員費納入者（敬称略） 55名（うち匿名2名）

- ・山口裕啓 ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・池田妙子 ・加藤啓子 ・田中剛 ・近藤由美子 ・中村成人
- ・工藤明人 ・杉浦弥生 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・影山恒太 ・花田玲子 ・坂柳ゆかり
- ・村川賢一 ・齋藤尚 ・佐藤美子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・梅田大己 ・高森陽一郎 ・二村良子
- ・本多啓枝 ・岡本守 ・田中幸一 ・豊田和浩 ・長谷川愛 ・長坂宏 ・福住幸子 ・細野京子 ・今泉全勝
- ・西川邦輔 ・杉山智子 ・藤田慎 ・今泉博充 ・神谷典江 ・小野晴美 ・古瀬修 ・金田貴子 ・高柳大太郎
- ・北沢悦子 ・足立和男 ・小林佳子 ・中島由恵 ・武重博 ・倉本秀子 ・水野遠次 ・長谷川卓也

## 賛助会員費納入者（敬称略） 72名（うち匿名8名）

- ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・中谷芳孝 ・彦坂ケサエ ・八木憲一郎 ・大林充始 ・西田初美 ・足木充邦
- ・磯村隆樹 ・大須賀康 ・片岡京子 ・惣卜厚子 ・都築昭吉 ・中野正二 ・夏目滋 ・秋田誠二
- ・金沢富雄 ・清水則子 ・藤倉陽子 ・山内康敏 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・寺部美代子 ・小川祐子
- ・田村陽子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・佐宗健二 ・水野登代子 ・山口純子 ・石原紀久代 ・成瀬明子
- ・藤戸繁美 ・伊與田千鶴子 ・額継光幸 ・廣永義昭 ・荒川暁子 ・小栗久美 ・夏目みゆき ・樋口茅子
- ・松田朝夫 ・稲垣良子 ・北村隆信 ・河村祐子 ・内藤加代子 ・吉本京子 ・大橋茂樹 ・室田美知代
- ・豊田弘子 ・工藤栄 ・山本勇雄 ・廣田祥久 ・西田妙子 ・新村知弘 ・岡本由紀子 ・齋藤啓治
- ・森岡真司 ・杉原昌博 ・林梨絵 ・津田匂子 ・丸山博子 ・神田秀幸 ・中村八重子 ・富安陽子

## 法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

## 法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート ・豊川市手をつなぐ育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・豊川精神障がい者家族会むつみ会 ・蒲郡市社会福祉協議会

## 寄付者（敬称略） 42名（うち匿名5名）

- ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・中村成人 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・小川祐子
- ・野呂壽海雄 ・石原紀久代 ・蟹江充子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・村川賢一 ・花井昭典 ・花井則文
- ・額継光幸 ・二村良子 ・北村隆信 ・本多啓枝 ・岡本守 ・勝見康夫 ・福住幸子 ・北沢伊
- ・斉藤歯科医院 ・小林修 ・梅村勝久 ・中島由恵 ・蒲中昭和29年度卒業3年3組クラス会
- ・和田肇 ・長谷川卓也 ・齋藤啓治 ・杉山智子 ・松下啓子 ・松本真理子 ・清水則子 梅田大己

## 東三河後見センターの今後の予定（1月～3月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時  
(毎月1回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第2会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

- 理事会 1月17日(金)、3月21日(金) 14:00～ 事務所内
- 冬季休暇 12月28日(土)～1月5日(日)
- 事務局会議 1月14日(火)、2月18日(火)、3月11日(火) 13:30～ 事務所内

# 認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

## ★法定成年後見制度利用者

(令和6年12月15日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和6年4月1日現在受任者数	72名	31名	13名	1名(保佐)	117名
今年度受任者数(令和6年4月~)	8名	4名	0名	0名	12名
今年度終了者数(令和6年4月~)	4名	2名	1名	0名	7名
令和6年12月25日現在合計	76名	33名	12名	1名	122名

## ★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

## ★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	14名	7名	5名	2名	0名	0名	岡崎1、湖西1	30名
知的障がい者	28名	7名	11名	3名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	68名
精神障がい者	13名	2名	5名	1名	0名	1名	幸田1、東栄町1	24名
合計	55名	16名	21名	6名	1名	15名	8名	122名

## ★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	3名	7名	1名	11名
知的障がい者	28名	6名	5名	39名
精神障がい者	5名	1名	0名	6名
合計	36名	14名	6名	56名

市民後見人23名の方が上記表の56名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

## 認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和6年4月1日～令和6年12月15日現在)

- 賛助会員費納入者 : 72名 (法人賛助会員5法人含)
- 寄 付 者 : 42名

◎ 認定寄付者人数 : 102名 (年間目標100名達成!!)

年会費	
個人正会員	5千円
法人正会員	1口2万円以上
個人賛助会員	3千円
法人賛助会員	1口1万円以上

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

**編集後記** 前号が発行された9月30日の最高気温は29.3℃。11月に入っても25℃を超える暑さが続き、このまま秋を迎えることができるのだろうかと心配になりましたが、紅葉も見ごろを過ぎ、真冬のような寒さを感じることも多くなりました。なんとか平年通りの気分で年を越すことができそうです。それでは皆さま、よい年をお迎えください。(井上 裕一)